

**多量排出事業者に係る（特別管理）産業廃棄物処理計画及び
（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書作成の手引**

豊 田 市

1 はじめに

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、（特別管理）産業廃棄物の「多量排出事業者」は、廃棄物の減量化や適正処理に関する「（特別管理）産業廃棄物処理計画」を策定するとともに、その実施状況を「（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書」としてとりまとめ、都道府県知事（指定都市、中核市等の市内にあってはそれぞれの市長。以下「都道府県知事」という。）に提出することが義務づけられています。

都道府県知事は、多量排出事業者から提出された計画及び報告書をインターネットの利用により公表することとされており、多量排出事業者による産業廃棄物の減量化及び適正処理に関する自主的な取組みが、情報公開のもとで促進されることが期待されています。

この手引は、多量排出事業者における処理計画の策定や実施状況の報告に当たっての手順や留意事項をとりまとめたものです。この手引書を活用することにより、より充実した計画書を作成し、産業廃棄物の減量化や適正処理に取り組むとともに、計画の実施状況についてより正確な報告書の作成の一助となれば幸いです。

2 多量排出事業者の定義

産業廃棄物の前年度の発生量が合計 1, 0 0 0 トン以上の事業場を設置している事業者又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が合計 5 0 トン以上の事業場を設置している事業者をいいます。ただし、中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分するものをいう。）は含みません。

3 （特別管理）産業廃棄物発生量の考え方

（特別管理）産業廃棄物発生量（以下「発生量」という。）については、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指します。しかしながら、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定されます。

そこで、「発生量」については、生産工程の中で行われる減量操作を経て排出される場合には、減量操作を経て排出された時点での量とし、生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作が行われる場合は、当該廃棄物処理工程の前での量とします。

自ら直接再生利用する、中間処理する等により発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は「自ら直接再生利用量」、「自ら中間処理量」等として把握されるため、「発生量」は、その前の時点での量としてとらえる必要があります。

＜例：汚泥の場合＞

汚泥については、その脱水・乾燥前と脱水・乾燥後のどちらの時点を廃棄物の発生量とすべきかについては、両方で重量が大きく異なるので、次のような考え方から廃棄物の把握時点を決定します。

- ① 製品の製造工程あるいは、一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合
：その脱水・乾燥工程の後の重量とします。
- ② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理の汚泥の脱水・乾燥と捉えられる場合
：その脱水・乾燥工程の前の重量とします。例えば、その脱水・乾燥施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条に定める産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）の場合は、これに当たります。その施設が規模により産業廃棄物処理施設に該当しない場合でも、その施設の目的に照らして判断します。
- ③ 施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに排出される場合
：その排出時点での重量とします。

4 計画書、計画実施状況報告書の作成単位

（１）製造業等

事業場ごとに作成してください。多量排出事業者該当するかどうかは事業場ごとに判断してください。なお、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができます。

また、事業者が区域内に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者該当するかどうかを判断してください。その場合には、処理計画等の作成は それら区域内の施設を管轄している支店等が行ってください。

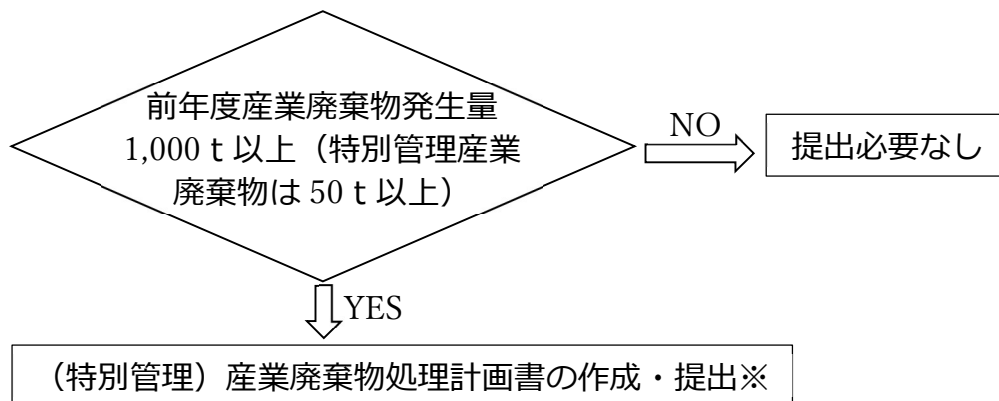
（２）建設業等

豊田市内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等ごとに作成してください。多量排出事業者該当するかどうか、豊田市内の作業場（現場）を合わせて判断してください。なお同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることもできます。建設工事等の排出事業者は、元請業者が該当します。

5 計画書、計画実施状況報告書の作成、提出

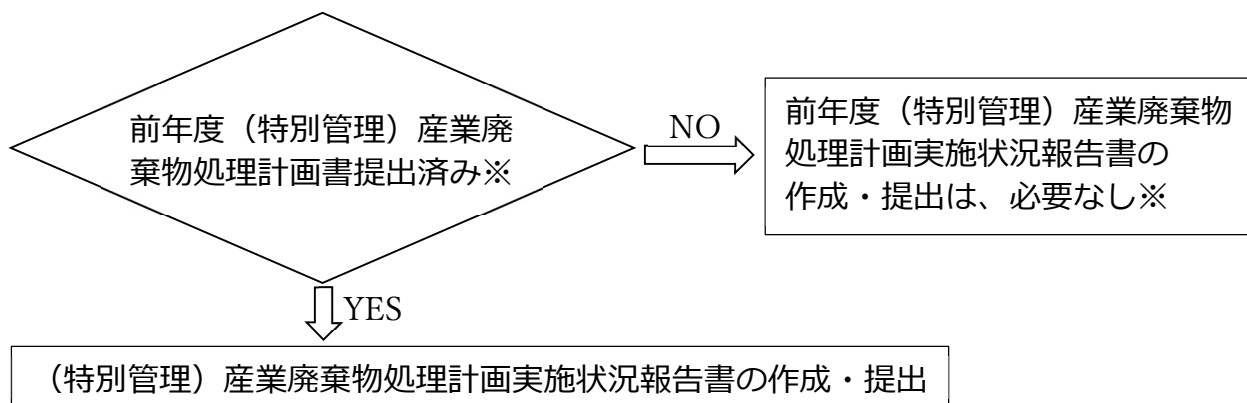
豊田市内における（特別管理）産業廃棄物の発生及び処理の現状を把握するとともに、各々の条件に従って、計画書又は報告書を作成し、提出期限までに豊田市役所環境部廃棄物対策課まで提出してください。

（１）（特別管理）産業廃棄物処理計画書



※処理計画等は、当該年度に現に事業場を設置している事業者が作成することになっています。したがって、前年度に産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上であった事業場であっても、当該年度にその事業場が撤去されていて存在しないような場合については、前年度の発生量に係らず、当該事業場に係る処理計画等の作成義務は生じません。一方、複数の施設や作業所（現場）等について支店等がまとめて処理計画等を作成する場合には、それらの施設や作業所（現場）等の一部が当該年度に撤去されて存在しない場合にあっても、それらは当該年度の処理計画等には含みませんが、多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量について含むこととなります。

（２）（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書



※前年度の（特別管理）産業廃棄物処理計画書を提出すべき多量排出事業者であったにもかかわらず計画書を提出していない事業者にあっても、実施状況報告書を作成し、提出してください。

6（特別管理）産業廃棄物処理計画書

（１）提出様式

産業廃棄物処理計画書…様式第二号の八（第八条の四の五関係）

特別管理産業廃棄物処理計画書…様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（２）提出部数

豊田市役所環境部廃棄物対策課に１部提出してください。（控えを必要とされる場合は、２部ご用意ください。）なお、産業廃棄物処理計画書は電子ファイルにより提出することができます。

（３）提出期限

毎年６月３０日

（４）記入方法

- ① 提出者は、原則として本社の住所及び代表者の氏名を記入してください。製造業等の場合は、処理計画の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（代表者から提出を委任されている工場長、工場管理者、支店長など）とすることができます。建設業等の場合は、原則として、処理計画の作成単位である支店等の代表者等（代表者から提出を委任されている支店長など）とすることができます。
- ② 事業の種類は、日本標準産業分類中分類を記入してください。
※ 詳細につきましては、総務省統計局の日本標準産業分類に関するホームページ（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご確認ください。
- ③ 量の単位は、全て（ｔ／年）で記載してください。容量（ｍ^３）で把握している場合は、ｔに換算してください。各品目の密度は、下表を参考にしてください。

品目	密度（ｔ／ｍ ^３ ）	品目	密度（ｔ／ｍ ^３ ）
燃え殻	１．１４	金属くず	１．１３
污泥	１．１０	ガラスくず・コンクリートくず （工作物の新築、改築又は 除去に伴って生じたものを除く。）及び 陶磁器くず	１．００
廃油	１．１０	鋳さい	１．９３
廃酸	１．２５	がれき類（工作物の新築、 改築又は除去に伴って生じた コンクリートの破片その他これ に類する不要物	１．４８
廃アルカリ	１．１３		
廃プラスチック類	０．３５	動物のふん尿	１．００
紙くず	０．３０	動物の死体	１．００
木くず	０．５５	令１３号廃棄物	１．００
繊維くず	０．１２	建設混合廃棄物	０．２６
動植物性残さ	１．００	廃電気機械器具	１．００
動物系固形不要物	１．００	感染性産業廃棄物	０．３０
ゴムくず	０．５２	廃石綿等	０．３０

7 （特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書

（１）提出様式

産業廃棄物処理計画実施状況報告書…様式第二号の九（第八条の四の六関係）

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

…様式第二号の十四（第八条の十七の三関係）

（２）提出部数

豊田市役所環境部廃棄物対策課に１部提出してください。（控えを必要とされる場合は、２部ご用意ください。）なお、産業廃棄物処理計画実施状況報告書は電子ファイルにより提出することができます。

（３）提出期限

毎年６月３０日

（４）記入方法

- ① 提出者は、原則として本社の住所及び代表者の氏名を記入してください。製造業等の場合は、処理計画の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（代表者から提出を委任されている工場長、工場管理者、支店長など）とすることができます。建設業等の場合は、原則として、処理計画の作成単位である支店等の代表者等（代表者から提出を委任されている支店長など）とすることができます。
- ② 事業の種類は、日本標準産業分類中分類を記入してください。
※ 詳細につきましては、総務省統計局の日本標準産業分類に関するホームページ（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>）をご確認ください。
- ③ 量の単位は、全て（ｔ／年）で記載してください。容量（ｍ^３）で把握している場合は、ｔに換算してください。各品目の密度は、上表を参考にしてください。